

【岡崎市】ブロック塀等撤去事業費補助金 申請書類リスト

住環境政策課 住宅施策係 TEL:0564-23-6709 FAX:0564-23-7528

◆申請書の提出は1部(No.順に並べて申請)

✓	No.	【事前相談時】(交付申請の14日前まで提出)
	1	ブロック塀等撤去事業費補助金事前相談書 【様式第1号】

✓	No.	【申請時】 (工事着手前に提出)
	2	ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書 【様式第2号】
	3	ブロック塀等撤去事業計画書 【別紙1】
	4	補助事業計画ブロック塀等を示す図書 ア 案内図 住宅地図又は1/2500都市計画図
		イ 写真(撤去予定のブロック塀等) ・通行可能な公共用地(道路、通路等)に隣接するブロック塀等の写真
		ウ 補助事業計画ブロック塀等を示す配置図 ・敷地内の家屋や車庫等をベースとした図に、ブロック塀等の「位置」と「撤去予定範囲」を示したもの (手書き可)
	5	岡崎市税の滞納がないことを示す完納証明書(申請者のもの) ※コピー不可 ※非課税の方は住環境政策課へお問い合わせください。 ・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・市役所納税課(東庁舎3階)又は各支所で取得可(身分証明必要) ・税証明交付申請書の②納税証明の必要なものは、「完納証明」、使いみちは「補助金申請」にチェックしてください。
	6	ブロック塀等撤去工事の見積書の写し ・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・請負事業者の記名、捺印(担当者名、連絡先の記載で代替可)があること ・見積書の宛名は申請者であること ・見積書には補助対象となるブロック塀等の「取壊し」、「運搬・処分」の費用を単価×長さで明記すること
	7	建設業法の規定による建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業に係る許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた者であることを証する書類の写し 許可の有効期間内のもの ★
	(8)	同意書 申請者がブロック塀の所有者と異なる場合は提出すること
	(9)	誓約書 建築基準法第42条第2項に規定する道路(巾4m未満)に接面する場合は提出すること
	(10)	消費税仕入税額控除確認書 申請者が法人の場合は提出すること
	(11)	役員名簿 申請者が法人の場合は提出すること

✓	No.	【変更時】 ※該当する場合のみ提出
	(12)	ブロック塀等撤去事業費補助金承継届 【様式第4号】申請者の変更
	(13)	ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認申請書 【様式第5号】補助金の額の変更
	(14)	ブロック塀等撤去事業費補助金変更届 【様式第7号】工事内容等の変更
	(15)	ブロック塀等撤去事業費補助金遅延報告書 【様式第8号】予定工事期間の変更
	(16)	ブロック塀等撤去事業費補助金廃止(中止)届 【様式第9号】工事を廃止又は中止

※(17)及び(18)以外は、別途添付する書類が必要になります。住環境政策課までお問い合わせください。

✓	No.	【完了後】 (工事完了日から30日以内に提出)
	17	ブロック塀等撤去事業費補助金完了実績報告書 【様式第10号】
	18	補工事完了後の写真(組積造と判別困難の場合解体途中の写真も添付) カラーで印刷されたもので、ブロック塀等を撤去したことが分かること(フェンス等を新設する前に撮影してください。)化粧塗等が施してあり、外見で組積造の判別が困難な塀は解体途中の写真も提出すること
	19	撤去工事の請負契約書又は注文請書(請負事業者の押印等があるものに限る。)の写し ・交付決定日以後に契約を締結していること ・着手日は契約日以後であること ・契約者は申請者であること
	20	領収書の写しまたはそれと同等のもの ※領収書と同等のもの…請求書と銀行の振込依頼書の両方など ※提出が遅れる場合は、住環境政策課へご連絡ください。 ・交付申請書時に提出した見積書等と同額が支払われたことがわかるもの ・領収書の宛名は申請者であること ※交付申請書時に提出した見積書等の金額に加えて、別途工事等を含み支払いが行われていた場合は、その旨を記載又は支払内訳書等を提出すること
	(21)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票の写し 補助金交付申請時に[上記★]が提出された場合は除く ※マニフェストの排出事業者名は、当該工事の契約業者名とすること

※申請時に提出した見積書と同額でない場合は、上記(15)や(16)の手続きが必須。

✓	No.	【補助額確定後】 (確定通知から30日以内に提出)
	22	ブロック塀等撤去事業費補助金支払請求書 【様式第12号】